

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年4月15日
倉吉北高等学校

1 健康観察

- (1) 朝の検温の結果、37.5 度以上の発熱がある。
- (2) 37.5 度未満の場合でも、風邪等の症状がみられる。

※上記 (1) (2) の症状がある場合は自宅で休養する。

※出席停止とし、欠席日数とはしない。(以下の出席停止も同様)

2 「発熱・帰国者・接触者相談センター」への相談

- (1) 37.5 度以上の発熱が4 日以上続く。強い倦怠感がある。息苦しさがある。
咳が続く症状がある場合



東部地区（鳥取市保健所内） 0857-22-5625（平日 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分）
0857-22-8111（上記時間外）
中部地区（倉吉保健所内） 0858-23-3153・0858-23-3136（2 4 時間対応）
西部地区（米子保健所内） 0859-31-9317・0859-23-3136（2 4 時間対応）

- (2) 「発熱・帰国者・接触者相談センター」からの指示を学校に連絡する。

3 感染の予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合



出席停止とする。

4 公共交通機関を利用して通学している生徒が、混雑している時間帯を避けて遅れてくる場合



遅刻、欠時として扱わない。

5 感染者が確認された場合

- (1) 本校生徒の感染が確認された場合



当該生徒を出席停止とし、併せて感染が確認された日の翌日から 2 週間、休校とする。

- (2) 生徒の家族の感染が確認された場合



当該生徒を 2 週間自宅待機とする。(出席停止)

- (3) 本校生徒、教職員以外の感染者と濃厚接触が確認された場合



感染者と最後に濃厚接触した日から起算して「2 週間の出席停止」とする。

- (4) 周辺の学校等で感染者が確認された場合



情報収集に努め、速やかに対応を決定する。

6 上記 1 ～ 5 に該当する場合は、必ず学校に連絡してください。